

『対人援助学研究』編集規定(案)

2010年9月10日

1. 本誌は、対人援助学会発行による学会誌であり、「対人援助学研究編集委員会」の責任のもとに編集を行う。
2. 編集委員会は、対人援助学会理事よりなる若干名の委員によって構成し、理事会選出による編集委員長が編集委員を統括する。委員長を含む委員の任期は3年とするが再任を妨げない。
3. 本誌には、対人援助（Human Services）に関わる理論・応用・実践・臨床に寄与する学術論文、対人援助学会が主催又は共催する講演会等における講演録、対人援助学に関わる書評などを掲載する。
4. 本誌に掲載する学術論文（以下、「論文」という。）には、編集委員会への投稿論文ならびに編集委員会からの執筆依頼原稿を充て、下記の区分と基準を設ける。
 - (1) 研究論文（Articles）：先行研究のレビューを序論に含み、実証的あるいは論考的研究に基づく原著論文であって未発表のもの。
 - (2) 実践報告（Practical Research）：実践・臨床等の現場における実践の経過や事例研究など、当該分野における実証的研究の進展に寄与する内容の報告であって未発表のもの。
 - (3) 研究ノート（Study Notes）：当該分野における実証的あるいは論考的研究への新たな示唆や問題提起、新たに開発された研究・臨床方法などの紹介を含む論文であって未発表のもの。
 - (4) 展望論文（Reviews）：メタアナリシスなどを含めた従来の研究成果の概説と論評、研究の現況と課題、当該研究の啓蒙と啓発に寄与する内容の評論などで未発表のもの。
5. 掲載論文は、原則として投稿時において対人援助学会の会員に限る。複数著者による連名論文の場合には、第一著者は会員に限る。第二著者以降の連名者は会員である必要はない。
6. 投稿論文の原稿は横書きとし、『対人援助学研究』執筆・投稿規定に準拠したものに限る。執筆依頼論文の原稿もこれに準じる。
7. 編集委員会は、受理した論文等が第三者の著作権を侵害することがないように留意するとともに、執筆者に対しては著作権侵害の疑いがないことを確認するものとする。
8. 投稿論文の掲載の可否は、査読者による査読結果を参考に編集委員会が決め、編集委員長は当該論文の採否を執筆者に通知する。また、修正を条件として掲載を可とすることがあり、その場合、修正して掲載を希望する執筆者は、所定の期日までに修正した原稿を新たに編集委員会に提出しなければならない。
9. 本誌に掲載された論文等を他に転載する場合は、当該論文の著者であるか否かにかかわらず、編集委員会の許可を得るとともに、転載論文等にはその旨を明記しなければならない。
10. この規定の改廃は、対人援助学会理事会の議を経て行う。